

## 菊川市立小笠東小学校PTA慶弔規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、PTA会員相互の心のつながりを旨とし、決して虚礼や誤解を招くことのないように留意するとともに、会員の結び付きをより深くすることを趣旨として定めるものとする。

### (弔意)

第2条 保護者が死亡した場合は、役員代表(会長)・学年会計監査員並びに教職員代表が会葬するとともに、香料10,000円、生花15,000円程度を供える。

2 児童が死亡した場合は、役員代表(会長)・学年会計監査員・当該地区委員及び教職員代表が会葬するとともに、香料10,000円、生花15,000円程度を供える。

3 教職員が死亡した場合は、役員代表(会長)・学年会計監査員及び教職員代表及び児童代表が会葬するとともに、香料10,000円、生花15,000円程度を供える。

### (その他の場合)

第3条 保護者または教職員の不慮の事故または災害に際しては、その都度協議し応分の見舞いをする。ただし見舞い金の上限は5,000円とする

### (その他)

第4条 前条までの規定によらない場合が生じた時は、その都度協議して決める緊急の場合は、会長または副会長の判断により執行する。

2 本規定に関し、お返しは一切しない。

3 本規定を改正する場合は、総会に諮り決定する。

### (附 則)

1 この規定は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規定は、平成12年4月13日に一部改正し、同日より施行する。

3 この規定は、平成20年4月25日に一部改正し、同日より施行する。

4 この規定は、平成30年4月20日に一部改正し、同日より施行する。

5 この規定は、令和3年(PTA総会日)に一部改正し、同日より施行する。

6 この規定は、令和4年(PTA総会日)に一部改正し、同日より施行する。

7 この規定は、令和8年(PTA総会日)に一部改正し、同日より施行する。